

県内の受益者負担金の徴収状況

<参考資料>

令和5年度 愛知の下水道（資料編）」（愛知県建設局下水道課 発行）より

（令和4年度末（2022年度末）現在）

	市 町	種 別	条例施行 年 月 日	単 位 負担金額 (円/㎡)	分割 徴収 年限	根拠法	受益者負担金の対象と なる事業費の考え方
1	豊橋市	公共	S45. 3. 31	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
		特環	S53. 4. 1	140,000円/戸 ～391,000円/戸	—	地方自治法第224条	（総事業費－処理場建設費）×1/10
2	岡崎市	公共	S49. 3. 29	80～430	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
		特環	H10. 4. 1	390～430	3	地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
3	一宮市	公共	S47. 12. 25	81～230	3	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
4	瀬戸市	公共	S57. 12. 27	600	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
5	半田市	公共	S49. 12. 23	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一部
6	春日井市	公共	S46. 12. 27	234～677	4	都市計画法第75条	総事業費の一定比率（比率25％）
7	豊川市	公共	S48. 8. 27	236～580	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
		特環	H11. 4. 1	362,000円/戸 ～447,000円/戸	5	地方自治法第224条	分担金対象事業費÷対象戸数
8	津島市	公共 (流関のみ)	H21. 3. 30	400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
9	碧南市	公共	H2. 3. 14	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率25％）
10	刈谷市	公共	S44. 10. 3	350～400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
11	豊田市	公共	S62. 4. 1	330～380	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
		特環	S62. 4. 1	330～380	5	地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
12	安城市	公共	H4. 3. 26	350	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
		特環	H4. 3. 26	350	5	地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
13	西尾市	公共	S63. 12. 26	350・380	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
		特環	H14. 4. 1	380	5	地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
14	蒲郡市	公共	S45. 7. 1	250～430	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
		特環	H5. 9. 30	410	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
15	犬山市	公共	S63. 12. 23	420～530	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率20.2％）
16	常滑市	公共	H12. 4. 1	350・2,000	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
17	江南市	公共	H8. 9. 27	300・400	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総事業費の一定比率（比率5％） 末端管渠整備費の一部
18	小牧市	公共	S60. 3. 30	400～500	4	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費当額
19	稲沢市	公共	H9. 6. 25	450～866	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
		特環	H11. 9. 28	250～866	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率20％）
	稲沢市 (旧祖父江町域)	公共	—	—	—	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率31％）
	稲沢市 (旧平和町域)	公共	—	—	—	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総事業費の一定比率（10％程度）
		特環	—	—	—	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総事業費の一定比率（10％程度）
20	新城市	公共	S61. 3. 25	320～380	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率34％）
21	東海市	公共	S47. 12. 22	300～430	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率（比率25％程 度）
22	大府市	公共	S61. 12. 23	350～380	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率25％）
23	知多市	公共	S50. 6. 30	250・450	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率（比率15％）

(令和4年度末(2022年度末)現在)

	市 町	種 別	条例施行 年 月 日	単 位 負担金額 (円/㎡)	分割 徴収 年限	根拠法	受益者負担金の対象と なる事業費の考え方
24	知立市	公共	H5. 4. 1	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
25	高浜市	公共	H7. 4. 1	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
26	岩倉市	公共	H6. 3. 15	450	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
27	豊明市	公共	H2. 4. 1	350～370	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
28	田原市	公共	H1. 12. 19	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
				350+100,000円/戸	5	地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額に都市計画税相当額を加算
	田原市 (旧 渥美町域)	公共	—	300,000円/戸 (市街化区域), 400,000円/戸 (市街化調整区域)	—	都市計画法第75条 地方自治法第224条	総工事費の1割相当額で定額
29	愛西市	公共	H21. 6. 24	400 (個人専用住宅に限り ・上限25万円)	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
30	清須市	公共	H25. 4. 1	400	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
31	北名古屋市	公共	H19. 6. 21	400	3	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
32	みよし市	公共	H8. 4. 1	・350～360 ・286,000円/戸 ～288,000円/戸	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一定比率(比率20%)
33	あま市	公共	H22. 3. 22	270	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費の一部
34	長久手市	公共	H13. 4. 1	830	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率25%)
35	東郷町	公共	H7. 4. 1	60～350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率33.3%)
36	大口町	公共	H5. 12. 24	400	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
37	扶桑町	公共	H18. 5. 24	400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額の一定比率(比率24.5%)
38	大治町	公共	H21. 11. 2	270	—	都市計画法第75条	総事業費の一定比率(比率5%)
39	蟹江町	公共	H21. 10. 1	300	3	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
40	阿久比町	公共	H4. 3. 25	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
41	東浦町	公共	S61. 12. 23	350	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費の一定比率(比率16%)
42	武豊町	公共	S61. 4. 1	350～400	5	都市計画法第75条	末端管渠整備費相当額
43	幸田町	公共	S63. 12. 22	350～400	5	都市計画法第75条 地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
44	設楽町	特環	R3. 4. 1	200,000円/戸	3	地方自治法第224条	末端管渠整備費相当額
45	東栄町	特環	H11. 6. 24	300,000円/戸 (町内者) 360,000円/戸 (町外者)	—	地方自治法第224条	総事業費の一定比率(比率5%)

注1) 尾張旭市、日進市、弥富市及び豊山町は受益者負担金制度を採用していない。

注2) 名古屋市、尾張旭市及び日進市は取付管工事費を徴収している。

注3) 種別欄の「公共」は「公共下水道」を、「特環」は「特定環境保全公共下水道」をそれぞれ指す。